

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について 東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の進入や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。 つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、広域交流を促進する主要幹線道路の抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新笹ノ田トンネルの整備 ・ 矢作町坂下地内の法面崩壊対策工事の早期実施 	<p>国道343号については、今回の震災において内陸部と気仙地区をつなぐ道路として大きな役割を果たしたことから、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 笹ノ田峠の新しいトンネル等による抜本的整備については、大規模な事業となることを見込まれることから、現在、国において、かつてないスピードで進められている復興道路の整備により形成される高速交通ネットワークでの物流の変化や、国際リニアコライダーの立地構想による大規模な開発計画の進展に応じ、必要な検討をしていきます。(C) 矢作町坂下地内の法面崩落箇所については、平成28年3月の迂回路設置により通行を確保しているところです。現在、周辺の法面も含めて対策工事を進めており、本線の早期復旧に向けて引き続き取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について (2) 一般国道340号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸前高田市高田町字大石沖から気仙町字三本松までの新ルート of 整備 ・ 住田町世田米字火石から田谷までの間の未改良区間の改良整備促進 	<p>国道340号の陸前高田市高田町字大石沖から気仙町字的場までの新ルートの整備については、国の復興交付金事業において、(仮)今泉大橋地区として平成24年度に事業着手したところであり、平成29年度は、用地取得、橋梁下部工工事等を進める予定です。(B) 住田町世田米字火石から田谷までの間の未改良区間の改良整備については、山谷工区として平成24年度に事業着手したところであり、平成29年度は用地取得、道路改良工事等を進める予定です。(B) 今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について</p> <p>(3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波被害を受けない高台を通る新ルート of 整備促進 	<p>主要地方道大船渡広田陸前高田線については、国の復興交付金事業において、広田町地区、久保～泊地区、花貝地区、小友地区を、また、社会資本整備総合交付金事業(復興枠)で大陽地区を平成24年度に事業着手しています。花貝地区においては、平成28年の9月に供用し、他の地区については、平成29年度は用地取得、道路改良工事等を進める予定です。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>1 復興支援道路等の主要幹線道路の整備推進について</p> <p>(4) 一般県道の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸前高田停車場線の新ルート of 整備 	<p>一般県道陸前高田停車場線の新ルートについては、平成24年度に都市計画道路大石沖脇の沢線の一部区間として都市計画決定されたところです。</p> <p>この新ルートの整備については、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業と密接に関連することから、関係機関と緊密な調整を図りながら進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 国営追悼・祈念施設（仮称）及び県営復興祈念公園の早期整備について</p> <p>東日本大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、大震災の脅威と教訓を後世に語り継ぎ、防災文化を醸成していくため、高田松原地区に防災メモリアル公園（震災復興祈念公園）の整備を求めてきたところですが、国、県、市が共同して、平成25年度には、「岩手県における復興祈念公園基本構想」が、平成26年度には同じく「基本計画」が策定され、平成27年度からは「基本設計」の検討が進められているところです。</p> <p>つきましては、震災復興祈念公園の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備を国に積極的な働きかけ</p> <p>(2) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園の全面的早期事業化</p> <p>(3) 震災復興祈念公園内の震災遺構における、保存するに至った目的や経緯を基本とした適正な保存・管理</p>	<p>国営追悼・祈念施設（仮称）の設置については、平成26年10月31日に閣議決定がなされ、国では平成27年度から事業化したところです。</p> <p>県としても国営施設は、県が整備する復興祈念公園の中心となる施設と考えており、市と連携しながら、早期整備に向けて国に働きかけていきます。</p> <p>また、復興祈念公園の全面的事業化についても、市の協力をいただきながら、引続き国に働きかけていきます。</p> <p>震災遺構の保存については、有識者委員会等の助言を受けながら、市や国と連携して策定した「高田松原津波復興祈念公園基本計画」（平成27年8月策定）及び「震災津波伝承施設展示等基本計画」（平成28年6月策定）を踏まえ、震災の事実と教訓を伝承するために展示活用する方向としており、管理に係る施設管理者と具体的な役割分担などの検討について、より一層連携して取り組んでいくこととしています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 地域医療の充実・確保について 東日本大震災津波により、県立高田病院が壊滅的な被害を受けたほか、開業医の多くが被災し、地域の医療体制が危機的状況に置かれています。 つきましては、地域の医療需要に対応し、住民が安心して暮らすことのできる医療体制の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。 (1) 県立高田病院の再建整備 (2) 派遣医師対応となっている内科、皮膚科等への常勤医師の配置</p>	<p>(1) 県立高田病院については、再建方針に基づき、当初の計画どおり平成29年度の開院に向けて、平成28年9月に工事業者を決定し平成28年10月に建築工事に着手しています。今後とも良質な医療を提供できるよう、市と緊密に連携し、高田病院の早期再建に向けた取組みを進めていきます。 (2) 県立高田病院の内科については、常勤医師の配置に加え、他の県立病院や大学からの応援により診療体制を確保しています。 また、派遣医師対応となっている診療科等への常勤医師の配置については、関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置、県立病院間や大学からの診療応援等により医療体制の充実が図られるよう取り組んでいるところであり、平成29年1月から内科の医師を1名増員したところです。 今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら医師の確保に取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>4 「被災地健康支援事業」の継続実施及び財政支援について 東日本大震災津波による多くの被災者が依然として応急仮設住宅での生活を余儀なくされております。その被災者を対象に、健康状態の悪化予防や健康不安の解消、住民同士の交流促進を図ることを目的とした事業実施と、それを支える人材確保が必要であります。 つきましては、被災者支援総合交付金の維持、拡充について、国に対し働きかけをされるよう、特段のご配慮をお願いいたします。 (1) 被災地健康支援事業に係る交付金の維持、拡充 (2) 被災者支援総合事業のうち被災者生活支援事業に係る交付金の維持、拡充</p>	<p>被災者の応急仮設住宅等での生活は長期化している状況にあり、被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があることから、「被災地健康支援事業」及び「被災者生活支援事業」を含む被災者支援総合交付金については、中長期的な制度として、継続して活用できる安定した財源の確保を図るよう、継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 国民健康保険制度の充実・強化について</p> <p>東日本大震災以降、被災者の方々の心身の健康が悪化し医療費負担が増大しているところから、国民健康保険制度への特例措置に対する国県の財政支援が継続して実施されて参りましたが、医療費等負担増に対する財政支援については、平成27年度まで、医療費一部負担金免除措置に対する財政支援については、平成28年度までとなっているところです。</p> <p>また、固定資産税の課税免除措置については、平成26年度で廃止になったことから、平成27年度から市単独で条例減免として対応し、国保税の資産割について税負担の軽減に努めております。</p> <p>つきましては、当市の被災の状況を踏まえ、被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう、国県の財政支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国民健康保険医療費一部負担金の免除措置に対する財政支援の継続</p> <p>(2) 被災者への医療費負担増等に対する調整交付金による財政支援の継続</p> <p>(3) 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険税収入減に対する財政支援</p>	<p>(1) 東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に8割を支援）に変更されたことから、県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>現在のところ、この財政支援は平成28年12月末までとなり、平成29年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村と協議しながら、改めて判断したいと考えています。</p> <p>平成24年9月末までの特別な財政支援と同様な十分な財政支援を講じるよう、平成24年度以降継続して国に要望しています。</p> <p>(2) 平成25年度からの岩手、宮城、福島の被災3県の市町村国保に対する医療費の増加に伴う医療給付費の負担増等に対する財政支援（平成24年度からの財政支援を含む。）の継続については、平成27年度以降継続して国に要望しています。</p> <p>(3) 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）附則第55条及び附則第55条の2により固定資産税の課税免除を実施した場合、東日本大震災による固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援として、平成26年度まで国の特別調整交付金が交付されてきました。</p> <p>平成27年度以降も同様の課税免除等を実施している市町村もあることから、国の特別調整交付金による財政支援を平成27年度以降も実施するよう、北海道・東北・新潟ブロック国民健康保険主管課長会議において国に対して要望しています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 子どもの医療費助成事業の拡大について</p> <p>県の子どもの医療費助成事業については、未就学児及び小学生入院分が対象となっており、本年8月からは未就学児を対象とした現物給付が開始されることとなっているところ。</p> <p>子どもへの適正な医療を確保し、また子育て世代の負担を軽減するため、事業範囲の拡大について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 助成対象の拡大・・・小学生の外来分まで</p> <p>(2) 現物給付の拡大・・・小学生分まで</p>	<p>(1) 子どもの医療費助成については、県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、昨年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした現物給付を実施しています。</p> <p>総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策であります。子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであることから、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を小学校の外来まで拡大した場合、年間約2億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>(2) 昨年8月からの未就学児及び妊産婦を対象とした現物給付の実施に当たっては、市町村に対し、現物給付化による国庫負担金の減額措置見込額、県の対象拡大による市町村の負担増減額、システム改修に係る県と市町村の役割分担等を示し、その合意を得て、実施することとしたところであり、今後とも市町村と協議を行いながら事業を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 被災事業所等への支援策の拡充について</p> <p>東日本大震災により数多くの事業者が被災し、地域の経済・雇用情勢は厳しい状況が続いていることから、早期の事業再開が図られるよう助成制度や補助制度の拡充が求められております。</p> <p>「中小企業等復旧・復興支援事業（グループ補助）」及び「中小企業被災資産復旧事業費補助金」につきましては、東日本大震災により被災した事業者の事業再開を大きく後押しするものでありますが、新市街地の土地嵩上による事業用地整備に相当の時間が見込まれるため、両補助金の継続及び要件緩和についてご配慮願います。</p> <p>(1) 「中小企業等復旧・復興支援事業（グループ補助）」の継続及び要件の緩和</p> <p>(2) 「中小企業被災資産復旧事業費補助金」制度の継続及び要件の緩和</p>	<p>新たなまちづくりの進展に伴い、補助制度へのニーズが高まるものと予想されることから、県としては地域の実情に合わせ支援を継続する必要があると考えています。</p> <p>【両補助金の継続について】</p> <p>グループ補助金については、国に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続とともに、交付決定済み事業者が、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための予算措置を講ずるよう要望したところであり、復旧事業費補助金についても、復旧需要が見込まれる当面の間は、事業の継続を検討したいと考えています。</p> <p>国では、平成29年度政府予算案として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業210億円（繰越額を含む総額374億円）を計上しており、県では、平成29年度当初予算案として、中小企業被災資産復旧事業253,800千円（繰越額を含む総額273,551千円）を計上しています。</p> <p>【両補助金の要件緩和について】</p> <p>グループ補助金については、資材高騰による補助金の追加措置や新分野需要開拓への取組を補助対象としているほか、復旧事業費補助金については、一定の要件を満たした場合にグループ補助金との併用を認めるなど、制度要件の拡充を図ってきたところであり、制度要件の見直しについては、今後とも必要に応じて検討していきたいと考えています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 農地、農業用施設の復旧促進について</p> <p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた農地、農業用施設の復旧事業が進められておりますが、高田沖地区については、地権者から早期復旧が要望されておりますので、整備促進に特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、復旧事業と併せて、農業用機械等の生産基盤の整備が必要となりますので、引き続き関係機関に対しての調整と財源確保について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>高田沖地区については、貴市の中でもまとまった農地を有する地域農業の発展が期待される地区であることから、将来の営農を見据え、単なる原形復旧にとどまらず、農地の大区画化や排水対策などを行う「併せ行うほ場整備」を導入することとしており、地元の合意形成や関係機関との協議調整を進めているところです。</p> <p>については、貴市が地区内に仮置きしている被災市街地復興土地区画整理事業のための嵩上用盛土材の撤去について計画的に御対応いただくようお願いします。</p> <p>農業用機械等の生産基盤の整備に係る財源確保については、これまでも復旧・復興事業の期間延長と予算確保を要望し、国は平成27年6月に平成28年度以降5年間の復興支援の枠組みを決定したところです。</p> <p>県では、平成28年5月に国に対して復興に必要な予算の確実な措置を要望したところであり、今後も機会を捉え、国に要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B
<p>9 特用林産物の生産再開と山菜等の出荷制限に向けた取組の充実について</p> <p>市内産の山菜のほとんどは、放射性物質の国の暫定基準値を下回っている状況となっております。タケノコにつきましては、市内の一部地域を除き解除措置が取られるなど、生産再開の兆しも見られるようになっております。</p> <p>つきましては、県の出荷自粛要請解除に向けた措置とともに、国に対しての出荷制限解除への積極的な働きかけにより、生産者の経営再開のための支援を引き続き継続していただき、安全安心な特用林産物のPRを強化するようお願いいたします。</p> <p>併せて、汚染ホダ木等廃棄物の抜本的な処理の促進につきましても、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、一般食品の基準値を超える山菜等特用林産物が流通しないよう、全県を対象とした野生山菜類の放射性物質調査等を実施するとともに、その結果を県のホームページで公表しています。さらに、産地直売所等で山菜等を販売する事業者に対し、出荷制限や出荷自粛の対象となっている山菜等を販売しないよう注意喚起するなど、特用林産物の安全性確保に向けた取組を引き続き継続していきます。</p> <p>また、県では、これまで基準値を超えたホダ木等の処理について国と継続した協議を続けてきたところであり、引き続き、関係市町村の意向も踏まえ、国からの指導を受けながら、検討を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 県立野外活動センターの整備促進について 東日本大震災津波により、壊滅的な被害を受けた県立野外活動センターに代わる海洋型の機能を有した施設として、広田海水浴場に隣接した地域へ一日も早く移転再建が図られるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立高田松原野外活動センターについては、文部科学省から広田地区への移転が認められたことから、施設の災害復旧に向けて、基本構想と基本計画を策定することとし、その業務を取り進めています。 移転予定地は新たな用地の確保や用地の嵩上げに加え、当該地域の土地利用との十分な調整が必要となることから、基本計画等を策定する中で、施設の目的である青少年の健全育成に資する機能を回復させるよう陸前高田市と協議しながら、できるだけ早期に復旧できるよう取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>11 三陸復興国立公園「黒崎園地」遊歩道の修復について 三陸復興国立公園「みちのく潮風トレイル」のコースについては、環境省、市民でのワークショップにて選定を行い、今年度公表を行うこととしています。 しかし、コース予定地である「黒崎園地遊歩道」は、震災時に被災したまま修復がされていない状態にあります。 つきましては、観光客の利便性向上と安全確保のため早期の修復について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>環境省が進めている「グリーン復興プロジェクト」のひとつである「みちのく潮風トレイル」は、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの約700キロメートルをつなぎ、地域の自然環境や暮らし、東日本大震災の痕跡、利用者と地域の人々が“交流を深める道”として、現在、その取組が各地で進められています。 この施策は、三陸地域を南北につなぎ、地域相互の交流を深めることができるほか、その整備により地域の防災機能も高まること大いに期待されています。 県としては、三陸復興国立公園の復旧・再整備と併せて、みちのく潮風トレイルの整備の促進について国へ積極的に働きかけていくとともに、必要な整備等について取り組んで参ります。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配措置の継続について 被災した児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のための教職員の加配措置について、次年度においても、復興加配職員、指導主事、栄養教諭の継続配置を要望する。</p>	<p>被災地校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、平成28年度は要望どおり加配が認められたところです。 教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。 指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っていますが、陸前高田市には、平成29年度は3人を派遣することとしているところです。 栄養教諭については、義務教育標準法に基づき、給食の単独実施校や共同調理場の配食数に応じて、適切に人員を配置しており、今後も児童生徒への安定した安全・安心な給食の提供、充実した食育指導ができるよう、市町村の意向を踏まえながら配置に努めます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>13 緊急スクールカウンセラーの継続配置について スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の心のケアなど震災以降の継続的な取り組みにより大きな成果を上げております。 つきましては、次年度においても、児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、今年度同様の配置について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。 今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B